

令和4年10月1日  
令和5年3月31日一部改正  
令和6年3月31日一部改正  
令和6年4月1日一部改正

### 令和6年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給基準

給付金の名称	令和6年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金
給付金の支給目的	介護サービス事業所等（別表第1に掲げる事業所・施設等の種別をいう。以下同じ。）で働きながら資格を取得した人への報償、及びそれを掲げることで事業所内での資格取得を促進し、介護職員のキャリアアップに対する機運の向上を図る。また、介護職員が資格取得後も有資格者として継続勤務することで、介護サービス事業所等における人材定着による介護人材確保を支援する。
給付金の支給対象者	大津市内の介護サービス事業所等に勤務しながら第36回（令和5年度）介護福祉士国家試験に合格し、資格登録年月日以降、継続して6か月就労している者とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。  (1) 勤務する介護サービス事業所等が資格登録時と申請時で異なる者（同一法人かつ市内の事業所間での異動を除く）  (2) 申請時に離職が予定されている者
給付金の支給額	30,000円／1人
給付金の支給方法	(1) 申請者は、「令和6年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請書兼請求書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。  (2) 市長は、前号の申請書兼請求書を受理し、支給対象者と認めるときは、「令和6年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給決定通知書」（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。  (3) 市長は、第1号の申請書兼請求書を受理し、給付金の交付をしないことと決定したときは、「令和6年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請棄却(却下)決定通知書」（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

	(4) 市長は、第1号の申請書兼請求書を受理した日から30日以内に申請者に対し、給付金を支払うものとする。
給付金の支給条件	(1) 給付金の総額が予算額を超える場合は、申請書兼請求書の提出順に、予算の範囲内で交付する。 (2) 介護サービス事業所等の当該職員に対する受験、登録等の経費負担の有無に関わらず対象とする。
給付金の申請期限	令和7年3月31日
様式	令和6年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請書兼請求書(様式第1号) 令和6年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給決定通知書(様式第2号) 令和6年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)
担当部署	大津市健康保険部長寿施設課介護人材確保対策室